

<一般委託>

社家導水ポンプ所ほか自家用電気工作物保安管理業務委託(長期継続契約)仕様書

社家導水ポンプ所ほか自家用電気工作物保安管理業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、電気事業法第42条第1項及び第43条また、同施行規則第52条第2項の規定に基づき、自家用電気工作物の保安管理業務を行うものである。
2	履行期間	令和元年8月1日から令和6年7月31日
3	施行場所	海老名市社家4587番地ほか17か所
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり 入札金額は全履行期間(初年度から最終年度)に含まれる業務内容を積算した総額(税抜)とすること。
6	関係法規	電気事業法
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料は、各年度の作業終了後、受託者の請求により各年度毎に一括で支払う。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 浄水課 笹本 敦史 TEL 046-823-0604

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄及び「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する。）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る。）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和元年度	円	令和元年8月1日から 令和2年3月31日まで
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
定期点検 (月1回・隔月 1回・年2回) 年次点検 (年1回)	月	8		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和2年度	円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
令和3年度	円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
令和4年度	円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
令和5年度	円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
令和6年度	円	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで
令和 年度	円	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

内訳書

番号	名称	定期点検 1月あたりの 見積額 (円・税抜) A	年次点検 1回あたりの 見積額 (円・税抜) B	定期及び年次点検 12月あたりの 見積額 (円・税抜) C=A*12+B	定期及び年次点検 60月分見積額 (円・税抜) D=C*5	備 考
1	社家導水ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
2	有馬浄水場 (太陽光発電：定期点検年2回)					絶縁監視装置なし・毎月点検 令和元年度は1回点検とする
3	逸見総合管理センター (太陽光発電：定期点検年2回)					絶縁監視装置あり・隔月点検 令和元年度は1回点検とする
4	鷹取ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
5	吉井ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
6	吉井高区ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
7	馬堀ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
8	走水水源地					絶縁監視装置あり・隔月点検
9	平作ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
10	衣笠ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
11	大矢部ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
12	武ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
13	湘南国際村ポンプ所					絶縁監視装置あり・隔月点検
14	湘南国際村配水池					絶縁監視装置あり・隔月点検
15	不入斗公園管理立坑					絶縁監視装置なし・隔月点検
16	安浦公園管理立坑					絶縁監視装置なし・隔月点検
17	三春町管理立坑					絶縁監視装置なし・隔月点検
18	坂本公園管理立坑					絶縁監視装置なし・隔月点検
	計					
				上限価格	26,337,600	

社家導水ポンプ所ほか
自家用電気工作物保安管理業務委託
(長期継続契約)

特記仕様書

令和元年度

横須賀市上下水道局

(目的)

第1条 横須賀市上下水道事業管理者（以下「(甲)」という。）は保安管理業務者（以下「乙」という。）に、自家用電気工作物の保安管理業務を委託し、甲の保安規程に基づき、乙は社家導水ポンプ所ほか17か所に設置されている契約対象電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務を行い、正常な機能を維持することを目的とする。

(契約対象電気工作物の概要)

第2条 契約対象電気工作物の概要は、別表1「委託事業場一覧表」のとおりとする。

(契約対象電気工作物の設置機場)

第3条 契約対象電気工作物の設置場所は以下のとおりとする。

社家導水ポンプ所	海老名市社家4587番地
有馬浄水場	海老名市中河内1767番地
逸見総合管理センター	横須賀市西逸見町2丁目10番地
鷹取ポンプ所	横須賀市湘南鷹取1丁目1番
吉井ポンプ所	横須賀市吉井1丁目4番25号
吉井高区ポンプ所	横須賀市吉井2丁目8番4号
馬堀ポンプ所	横須賀市馬堀町4丁目13番1号
走水水源地	横須賀市走水1丁目2番1号
平作ポンプ所	横須賀市平作5丁目27番
衣笠ポンプ所	横須賀市小矢部3丁目3番4号
大矢部ポンプ所	横須賀市衣笠町43番10号
武ポンプ所	横須賀市武1丁目17番
湘南国際村ポンプ所	横須賀市子安1番16号
湘南国際村配水地	横須賀市湘南国際村3丁目1番1号
不入斗公園管理立坑	横須賀市不入斗町1丁目2番地
安浦公園管理立坑	横須賀市安浦町2丁目1番地
三春町管理立坑	横須賀市三春町2丁目12番地
坂本公園管理立坑	横須賀市坂本町1丁目19番地

(委託業務の内容)

第4条 乙が実施する保安管理業務は、電気事業法施行規則第53条の規定に基づき、甲及び乙の相互の義務、責任及び協力の下、次の各号及び各項によるものとする。

なお、点検、測定及び試験に係わる、その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準等」によるものとする。

(1) 第2条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行いその結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準（以

下「技術基準」という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、取るべき措置について甲に指示又は助言をすること。

(2) 電気事故又は故障の発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲若しくは電力会社等から通知を受けたときは、乙は、概ね1時間以内に現場に到着して現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、電気事故又は故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。電気事故又は故障の原因が判明した場合、乙は、同様の電気事故又は故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言をすること。

(3) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、乙は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(5) 第2条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(6) 第2条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について、甲に指示又は助言すること。

(7) 第2条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第5条の定めにより工事中の点検を行い、必要に応じ、そのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。

(8) その他保安規程に定められている事項

2 乙が、甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置(以下「絶縁監視装置」という。)を設置する場合、甲乙協議により乙の責任の下で設置し、次により行うこととする。

(1) 設置する装置 絶縁監視装置

(2) 絶縁監視装置から警報を受けた場合、必要に応じて臨時点検を行う。その結果により、そのとるべき措置について甲に指示又は助言を行うこととする。

3 甲は、第1項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙はその記録の確認を行うこととする。また、乙は甲の求めに応じ助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の自家用電気工作物

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

- イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な次の自家用電気工作物
- ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち、電気設備以外である自家用電気工作物
- 4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲は自主的に保安の確認を行うものとする。

（点検の頻度及び監視装置）

第5条 第4条第1項に定める乙が行う点検内容は、別紙「点検、測定及び試験の基準等」及び保安規程によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 定期点検 | 別表1「委託事業場一覧表」のとおり |
| (2) 年次点検（停電点検） | 毎年1回（別表2「年次点検実施予定表」のとおり） |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |
| (4) 工事期間中の点検 | 毎週1回 |
| (5) 竣工検査 | 工事完成の都度 |
- 2 乙は、前項の定期点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、臨時点検を行うこととする。
- 3 第4条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回行うこととする。
- 4 絶縁監視装置が設置されている場合は、次のとおり行うこととする。
- (1) 乙は、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）

以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう)に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

(3) 乙は、絶縁監視装置を常に正常に稼動するように、維持管理を行うこと。

(委託料)

第6条 本委託に対する委託料の範囲は、第4条第1項第1号から第5号に掲げる業務に対して支払うものとする。

なお、第4条第1項第1号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の費用も委託料に含むものとする。

2 前項以外に関わる業務に対する委託料は、甲と乙の協議によりその都度清算する。

(委託料の支払)

第7条 委託料は各年度一括払いとし、各年度の作業終了後、乙の請求により甲は清算するものとする。

(連絡責任者等)

第8条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行なう者を定めるとともに、保安に関する業務のため必要な事項を保安業務担当者に連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。

4 甲は、原則として連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることとする。

5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第9条 乙は、第2条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」という。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 乙の保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施することとする。

3 乙の保安業務担当者は、保安管理業務に従事する身分証明書を常に携行するものとする。

4 甲は、乙の保安業務担当者が点検を行う際に、保安業務担当者が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとする。ただし、緊急な場合は、この限りでないものとする。

5 乙の保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

6 乙の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

7 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に提出することとする。甲は、面接等により本人の確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様とする。

(甲及び乙の義務)

第10条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、指示及び助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 甲は乙に、次に掲げる場合は速やかに通知するものとする。

(1) 電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合

(2) 所轄官公庁等が法令に基づいて検査、審査を行う場合

(3) 代表者又は事業場の名称及び保安管理業務に関する組織を変更した場合

(4) 第2条に掲げる事項を変更した場合

(5) 第2条の自家用電気工作物の相続譲渡等が行われる場合

3 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

4 乙が、保安管理業務を実施するための通路又は作業場所等の状況が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる場合は、甲乙協議の上、甲は、甲の負担により速やかに改修するものとする。

(甲及び乙の協議並びに協力)

第11条 甲及び乙は、次に掲げる場合は協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

(1) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

(2) 甲が保安規程を変更しようとする場合

(3) 甲が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所轄官庁に提出する場合

(4) 甲が電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行う場合

(5) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合

(6) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合

(7) 所轄官公庁等が法令に基づいて行う立入検査を受ける場合

(8) その他保安上必要と認められる場合

(記録の保存等)

第12条 甲は、乙の保安業務担当者が行う点検等の結果について、終了時に保安業務担当者から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係わる記録等を確認し、甲乙双方において3年間保存することとする。

2 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲が保有する保安管理業務に関

する書類、図面及び点検等記録の確認を行うことが出来ることとする。

(事業場内の立入等)

第13条 乙は、保安全管理業務を行うため甲の事業場内に立入ることができる。この場合、乙は、甲が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

(備品等の整備)

第14条 甲は、乙との協議の上、甲の負担において電気工作物の保安全管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙の故意又は過失により甲に対して損害（機器破損、断水事故等）を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 特記仕様書に基づき、協議決定した事項又は乙が報告、指示及び助言した事項について、甲が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は特記仕様書に違反することにより損害を生じた場合
- (3) 第11条第1項に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

(機密の保持)

第16条 乙は、本業務委託の履行に関して知り得た甲の機密（公知のもの又は乙の責に帰することのできない事由により公知となったものを除く。以下同じ。）を第三者に公表又は漏洩してはならないものとする。

2 本条の規定は、本契約が終了した後も継続するものとする。

(法令遵守)

第17条 甲及び乙は、お互いに業務の実施に関し、個人情報の保護法に関する法律等の関連法令及び関係ガイドラインを遵守するものとする。

(健康診断)

第18条 水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、検便検査を行い、作業開始前にその検査報告書を提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス・パラチフス・病原性大腸菌O-157・サルモネラ菌とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。

- (1) 水工程に直接触れて作業する者
- (2) 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
- (3) 6か月を超えて従事する者

(契約事項等の疑義)

第19条 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は協議の上、これを解決することとする。

別紙

点検、測定及び試験の基準等

- 1 電気工作物の工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験は、原則として以下の基準により行うものとし、その詳細は保安規程によることとする。
- 2 点検の種別及び周期

点検の種類	点検頻度
定期点検	別表1「委託事業場一覧表」のとおり
年次点検（停電点検）	毎年1回（点検予定月は、別表2「年次点検実施予定表」のとおり）
臨時点検	必要の都度
工事期間中の点検	毎週1回
竣工検査	工事完成の都度

- (1) 定期点検は、主として目視による点検であり、設備の運転中に点検、測定及び試験を行う。
- (2) 年次点検（停電点検）は、主として設備の運転を停止して精密な点検、測定及び試験を行うものであり、定期点検を含めて行う。
- (3) 臨時点検は、設置者等の通知もしくは絶縁監視装置の異常発報を受けて、電気事故その他異常の発生や、異常が発生するおそれがあると判断した場合、上記（1）及び（2）の必要な点検を行う。
- (4) 工事中の点検及び竣工検査は、設置者等の通知を受けて上記（1）及び（2）の必要な点検を行う。

3 定期点検の内容

定期点検は、次の（1）から（3）までに掲げる要件に従って行う。

- (1) 外観点検を、アに掲げる項目について、イに掲げる設備等を対象として行う。

ア 点検項目

- (ア) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (イ) 電線と他物との離隔距離の適否
- (ウ) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (エ) 接地線等の保安装置の取付け状態

イ 対象設備等

- (ア) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (イ) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線、盤等）
- (ウ) 配電設備（遮断器、盤等）
- (エ) 接地工事（接地線、保護管等）
- (オ) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）
- (カ) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- (キ) 蓄電池設備
- (ク) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

(2) 次のア及びイに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

ア 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

イ 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定

(3) 上記(1)及び(2)の点検のほか、乙は甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、必要な臨時点検を行う。

4 年次点検の内容

年次点検は、上記3の定期点検に加え、次の(1)から(5)に掲げる要件に従って行う。

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていることを確認・判定する。
- (2) 接地抵抗が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であることを確認・判定する。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であることを確認・判定する。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であることを確認・判定する。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であることを確認・判定する。

5 臨時点検の内容

臨時点検は、必要に応じその都度、上記3及び4に掲げる要件に従って行う。

また、次に掲げる電気工作物の事故等の異常については、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- (1) 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
- (2) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- (3) その他の電気器材に異常が発生した場合には、その電気工作物
- (4) 受電設備に事故発生のおそれがある場合は、受電設備の全電気工作物

6 工事期間中の内容

工事期間中の巡視・点検は、工事期間中でないと点検できないキュービクルの据付け時、高圧ケーブルの布設・端末処理時、接地極の施設時等に、前記3及び4に定める点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

7 竣工検査の内容

竣工検査は、前記3及び4に定める点検のほか、高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行い自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

別表1

委託事業場一覧表

番号	事業場名	事業場住所	需要設備		予備発電装置			点検頻度
			受電電圧	設備容量	発電電圧	発電容量	原動機の 種類	
			(V)	(kVA)	(V)	(kVA)		
1	横須賀市上下水道局社家導水ポンプ所	海老名市社家4587番地	6,600	890				隔月1回 絶縁監視装置あり
2	横須賀市上下水道局有馬浄水場	海老名市中河内1767番地	6,600	3,675	200	145	ディーゼル	毎月1回 絶縁監視装置なし
					200	80	太陽光	年2回
3	横須賀市上下水道局逸見総合管理センター	横須賀市西逸見町2丁目10番地	6,600	1,504	6,600	750	ガスタービン	隔月1回 絶縁監視装置あり
					200	10	太陽光	年2回
4	横須賀市上下水道局鷹取ポンプ所	横須賀市湘南鷹取1丁目1番	6,600	364	6,600			隔月1回 絶縁監視装置あり
5	横須賀市上下水道局吉井ポンプ所	横須賀市吉井1丁目4番25号	6,600	727				隔月1回 絶縁監視装置あり
6	横須賀市上下水道局吉井高区ポンプ所	横須賀市吉井2丁目8番4号	6,600	308				隔月1回 絶縁監視装置あり
7	横須賀市上下水道局馬堀ポンプ所	横須賀市馬堀町4丁目13番1号	6,600	226				隔月1回 絶縁監視装置あり
8	横須賀市上下水道局走水水源地	横須賀市走水1丁目2番1号	6,600	500	6,600	375	ディーゼル	隔月1回 絶縁監視装置あり
9	横須賀市上下水道局平作ポンプ所	横須賀市平作5丁目27番	6,600	200				隔月1回 絶縁監視装置あり
10	横須賀市上下水道局衣笠ポンプ所	横須賀市小矢部3丁目3番4号	6,600	332	6,600			隔月1回 絶縁監視装置あり
11	横須賀市上下水道局大矢部ポンプ所	横須賀市衣笠町43番10号	6,600	1,140	200	70	ディーゼル	隔月1回 絶縁監視装置あり
12	横須賀市上下水道局武ポンプ所	横須賀市武1丁目17番	6,600	150				隔月1回 絶縁監視装置あり
13	横須賀市上下水道局湘南国際村ポンプ所	横須賀市子安1番16号	6,600	364				隔月1回 絶縁監視装置あり
14	横須賀市上下水道局湘南国際村配水池	横須賀市湘南国際村3丁目1番1号	6,600	300				隔月1回 絶縁監視装置あり
15	横須賀市上下水道局不入斗公園管理立坑	横須賀市不入斗町1丁目2番地	100/200	22	200	75	ディーゼル	隔月1回
16	横須賀市上下水道局安浦公園管理立坑	横須賀市安浦町2丁目1番地	100/200	25	200	50	ディーゼル	隔月1回
17	横須賀市上下水道局三春町管理立坑	横須賀市三春町2丁目12番地	100/200	30	200	75	ディーゼル	隔月1回
18	横須賀市上下水道局坂本公園管理立坑	横須賀市坂本町1丁目19番地	100/200	8	200	20	ディーゼル	隔月1回

全事業場とも変圧器はモールド型を使用

別表2

年次点検実施予定表

番号	事業場名	年次点検 予定月	実施予定日	実施予定時間	年次点検の際 に電気を止め てはならない箇 所を持つ施設	備考
1	横須賀市上下水道局社家導水ポンプ所	1 1月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
2	横須賀市上下水道局有馬浄水場	1 1月	平日	9:00～16:00	×	停電時間厳守 停電中の負荷供給用にポータブル発電機を用意すること。
3	横須賀市上下水道局逸見総合管理センター	1 1月	平日、休日	9:00～16:00	○	年次点検は3日（平日2日、休日1日）掛けて実施。 点検時は当事業場の自家発設備を使用すること。（運転操作は局職員で行う。） 停電中の負荷供給用にポータブル発電機を用意すること。
4	横須賀市上下水道局鷹取ポンプ所	1 0月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
5	横須賀市上下水道局吉井ポンプ所	1 0月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
6	横須賀市上下水道局吉井高区ポンプ所	1 0月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
7	横須賀市上下水道局馬堀ポンプ所	1 1月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
8	横須賀市上下水道局走水水源地	1 1月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守 停電中の負荷供給用にポータブル発電機を用意すること。
9	横須賀市上下水道局平作ポンプ所	1 0月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
10	横須賀市上下水道局衣笠ポンプ所	1 2月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
11	横須賀市上下水道局大矢部ポンプ所	1 1月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
12	横須賀市上下水道局武ポンプ所	1 2月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
13	横須賀市上下水道局湘南国際村ポンプ所	1 2月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
14	横須賀市上下水道局湘南国際村配水池	1 1月	平日	13:00～16:00	×	停電時間厳守
15	横須賀市上下水道局不入斗公園管理立坑	2月	平日	9:00～16:00の うち3時間	×	午前又は午後の3時間の停電可能
16	横須賀市上下水道局安浦公園管理立坑	2月	平日	9:00～16:00の うち3時間	×	午前又は午後の3時間の停電可能
17	横須賀市上下水道局三春町管理立坑	2月	平日	9:00～16:00の うち3時間	×	午前又は午後の3時間の停電可能
18	横須賀市上下水道局坂本公園管理立坑	2月	平日	9:00～16:00の うち3時間	×	午前又は午後の3時間の停電可能

保安規程（各機場共通項目）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 横須賀市上下水道局 社家導水ポンプ所ほか17か所（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

（保安業務の委託）

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安の監督に係わる業務は、電気事業法施行規則第52条の2第2号の規定に基づく要件に該当する、保安管理業務者に委託するものとする。

（法令及び規程の遵守）

第3条 当事業場の電気工作物設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第4条 この規程を実施するため必要と認めた場合には、別に細則を定めるものとする。

（規程等の改正）

第5条 この規程の改正、又は前条に定める細則の制定、改正にあたっては、保安管理業務者の保安業務担当者（以下「保安業務担当者」という。）と協議のうえ、意見を尊重しこれを決定するものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

（保安に関する業務の管理）

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務は、横須賀市上下水道局長が統括管理（以下「統括管理者」という。）を行うものとする。

（連絡責任者等）

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために巡視を行う者を定めるとともに、保安に関する業務のため必要な事項を保安業務担当者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を保安業務担当者に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を保安業務担当者に通知するものとする。

- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安業務担当者に通知するものとする。
- 4 連絡責任者又はその代務者を、保安業務担当者が行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

(設置者の義務)

- 第8条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安上重要な事項を定め又は行おうとするときは、保安業務担当者とは協議し保安業務担当者の意見を尊重するものとする。
- 2 保安業務担当者からの保安に関する報告、指示及び助言又は協議決定した事項については尊重し、すみやかに必要な措置をとるものとする。
 - 3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、保安業務担当者によるその作成及び手続き等の指導、助言を受けるものとする。
 - 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、保安業務担当者を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

- 第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、保安業務担当者がその保安のために行う指示及び指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

- 第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な教育を行うものとする。
- 2 前項の教育については、保安業務担当者とは協議のうえ、行うものとする。

(保安に関する訓練)

- 第11条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。
- 2 前項の演習訓練については、保安業務担当者とは協議のうえ、行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

- 第12条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替え及び廃止をいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し保安業務担当者の意見を求めるものとする。

る。

(工事の実施)

第13条 電気工作物の工事の実施にあたっては、別紙「点検、測定及び試験の基準」(以下「基準」という。)により、保安業務担当者に工事期間中の点検を行わせるものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

3 電気工作物に関する工事が完成した場合には、別紙「基準」により、保安業務担当者に竣工検査を行わせ保安上支障のないことを確認させるものとする。ただし、保安業務担当者との協議のうえ、設置者の責任において工事施工会社等に検査を実施させる場合は、保安業務担当者に立ち合わせ確認させるものとする。

4 前1及び3項の実施の結果、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、取るべき措置について行うものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定及び試験)

第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための定期(巡視)点検、年次点検(停電点検)、臨時点検、測定及び試験は、別紙「基準」により行うものとする。

2 前項の定期(巡視)点検、年次点検(停電点検)、臨時点検、測定及び試験は、保安業務担当者との協議のうえ、これを的確に実施するものとする。

(技術基準の規定に適合しない場合の措置)

第15条 前条の定期(巡視)点検、年次点検(停電点検)、臨時点検、測定及び試験の結果、技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故等の応急措置等)

第16条 電気工作物に関する事故その他異常が発生し又は発生するおそれのある場合には、連絡責任者及びその従事者は、保安業務担当者その他の関係先に迅速に連絡又は報告し、保安業務担当者の指示・指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 絶縁監視装置を設置している場合で、絶縁監視装置が作動し警報を発生した場合には、保安業務担当者は別紙「基準」により、警報発生の原因を調査し必要な措置をとるものとする。

3 事故その他の異常の発生原因の探求及び再発防止について、保安業務担当者の指導又は助言を求め、必要に応じて保安業務担当者に臨時点検を行わせ適切な措置を

とるものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第17条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、保安業務担当者の意見を聞いてあらかじめ定め、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

2 受電用遮断器の操作にあたっては、保安業務担当者は必要に応じて電力会社に連絡を行うものとする。

第7章 長期間の保管

(発電設備の長期間の保管)

第18条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行うほか、防錆、防湿等必要な対策を講じるものとする。

(運転の開始)

第19条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第8章 災害対策

(防災体制)

第20条 災害その他非常の場合に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安業務担当者の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

2 第16条第1項の連絡又は報告すべき事項及び経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 連絡責任者は災害その他非常の場合において緊急に送電を停止する必要があると判断したときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第9章 記 録

(記録の保存)

第21条 設置者は、電気主任技術者等が行う巡視、点検及び検査に関する結果について報告を求め、実施者及びその記録内容を確認し3年間保存するものとする。

2 前項の他、電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録及び保存期間は次のものとする。

(1) 設置、修理及び改造履歴、設備現況に関わる記録は電気工作物が廃止又は撤去

されるまでの期間とする。

(2) 事故及び災害時の状況の記録は3年とする。

(3) 保安教育及び訓練の実施状況の記録は3年とする。

10章 責任の分界

(責任の分界点)

第22条 電力会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第23条 需要設備の構内は別図（需要設備構内図・附近図）に示すとおりとする。

第11章 雑 則

(危険の表示)

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所には、取扱者以外の者が立入らないよう、出入り口に施錠装置及び立入禁止の表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図、書類の整備)

第26条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間整備保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、保安業務に関する契約書の指定した日から施行する。

別紙

点検、測定及び試験の基準

- 1 電気工作物の工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験は、原則として以下の基準により行うものとし、その詳細は別表「点検、測定及び試験の基準」によることとする。
- 2 点検の種別及び周期

点検の種類	点検頻度
定期点検	毎月 1 回・隔月 1 回
年次点検（停電点検）	毎年 1 回
臨時点検	必要の都度
工事期間中の点検	毎週 1 回
竣工検査	工事完成の都度

- (1) 定期点検は、主として目視による点検であり、設備の運転中に点検、測定及び試験を行う。
- (2) 年次点検（停電点検）は、主として設備の運転を停止して精密な点検、測定及び試験を行うものであり、月次点検を含めて行う。
- (3) 臨時点検は、設置者等の通知又は絶縁監視装置の異常発報を受けて、電気事故その他異常の発生や、異常が発生する恐れがあると判断した場合、上記（1）及び（2）の必要な点検を行う。
- (4) 工事中の点検及び竣工検査は、設置者等の通知を受けて上記（1）及び（2）の必要な点検を行う。

3 定期点検の内容

定期点検は、次の（1）から（3）までに掲げる要件に従って行う。

- (1) 外観点検を、アに掲げる項目について、イに掲げる設備等を対象として行う。

ア 点検項目

- (ア) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (イ) 電線と他物との離隔距離の適否
- (ウ) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (エ) 接地線等の保安装置の取付け状態

イ 対象設備等

- (ア) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (イ) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (ウ) 受・配電盤

- (エ) 接地工事（接地線、保護管等）
 - (オ) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
 - (カ) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
 - (キ) 蓄電池設備
 - (ク) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）
- (2) 次のア及びイに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

ア 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

イ 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定

- (3) 上記（1）及び（2）の点検のほか、乙は甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、必要な臨時点検を行う。

4 年次点検（停電点検）の内容

年次点検（停電点検）は、上記3の定期点検に加え、次の（1）から（5）に掲げる要件に従って行う。

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていることを確認・判定する。
- (2) 接地抵抗が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であることを確認・判定する。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であることを確認・判定する。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であることを確認・判定する。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であることを確認・判定する。

5 臨時点検の内容

臨時点検は、必要に応じその都度、上記3及び4に掲げる要件に従って行う。

また、次に掲げる電気工作物の事故等の異常については、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- (1) 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
- (2) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- (3) その他の電気器材に異常が発生した場合には、その電気工作物

(4) 受電設備に事故発生の恐れがある場合は、受電設備の全電気工作物

6 工事期間中の点検の内容

工事期間中の巡視・点検は、工事期間中でないと点検できないキュービクルの据付け時、高圧ケーブルの布設・端末処理時、接地極の施設時等に、前記3及び4に定める点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

7 竣工検査の内容

竣工検査は、前記3及び4に定める点検のほか、高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行い自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

別表

点検、測定および試験の基準

対象設備		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	臨時点検
			毎月・隔月	(停電点検) 毎年1回	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	必要な都度
	架空電線・ケーブル	観察点検	-	○	
	支持物 (腕金、碍子)	継電器動作特性試験	-	○	
	ハンドホール	継電器と開閉器の連動動作試験	-	○	
	マンホール *1	絶縁抵抗測定	-	○	
	高压キャビネット (断路器, 開閉器)	接地抵抗測定	-	○	
	制御装置				
受電設備	遮断器	外観点検	○	○	必要な都度
	開閉器	観察点検	-	○	
	断路器	継電器動作特性試験	-	○	
	電力ヒューズ	継電器と開閉器の連動動作試験	-	○	
	計器用変成器	絶縁抵抗測定	-	○	
	電力用コンデンサ	接地抵抗測定	-	○	
	避雷器	電圧・電流測定	○	○	
	母線	漏えい電流測定 (B種接地線)	○	○	
	変圧器	内部点検 (絶縁油使用機器)	-	○*2	
	制御装置	絶縁油の点検・試験	-	○*2	
	接地装置				
	その他の高压機器				
受・配電盤	配電盤	受電設備に準ずる	同左	同左	必要な都度
	ケーブル・電線・支持物				
	遮断器				
	開閉器				
	断路器				
	変圧器				
接地工事	接地盤	受電設備に準ずる	同左	同左	必要な都度
	接地線				
	保護管等				
構造物	受変電室・建物	受電設備に準ずる	同左	同左	必要な都度
	キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等				
	配電盤				
	照明設備				
	換気設備等				

対象設備		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	臨時点検
			毎月・隔月	(停電点検) 毎年1回	
非常用発電設備	原動機 付属装置	外観点検	○	○	必要な都度
		観察点検	-	○	
		始動試験	○	-	
		自動始動・停止試験	-	○	
		保護継電器動作試験	-	○	
	発電機 励磁装置 接地盤	外観点検	○	○	
		観察点検	-	○	
		絶縁抵抗測定	-	○	
		接地抵抗測定	-	○	
	遮断器、開閉器 配電盤、制御装置 構造物等	発電電圧・周波数等測定	○	○	
その他受電設備に準ずる		同左	同左		
小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁等装置	非常用予備発電装置に順ずる	同左	同左	必要な都度
		燃料電池・付属装置 太陽電池・付属装置 風力設備・付属装置	外観点検	○*3	
	観察点検		-	○	
	系統連携保護装置試験		-	○	
	絶縁抵抗測定		-	○	
	接地抵抗測定	-	○		
遮断器・開閉器 配電盤・接地盤 構造物等	受電設備に準ずる	同左	同左		
蓄電池設備	蓄電池 充電装置 架台 接地盤	外観点検	○	○	必要な都度
		観察点検	-	○	
		触媒栓状態・有効期限の確認	-	○	
		液量・漏液点検	○	○	
		充電電圧測定	○	○	
		電圧・比重・液温測定 (パ・イロットセル)	-	○	
		絶縁抵抗測定	-	○	
		接地抵抗測定	-	○	
負荷設備	電動機 電熱装置 電気溶接機 照明装置 配線・配電器具 その他の機器	外観点検	○	○	必要な都度
		観察点検	-	○	
		絶縁抵抗測定	-	○	
		接地抵抗測定	-	○	
絶縁監視装置	絶縁検出器 (警報発信装置)	外観点検	○	○	必要な都度
		設定値の確認	○	○	
		検知動作試験	○	○	
		自動伝送試験	○	○	
		設定値における誤差確認	-	○	

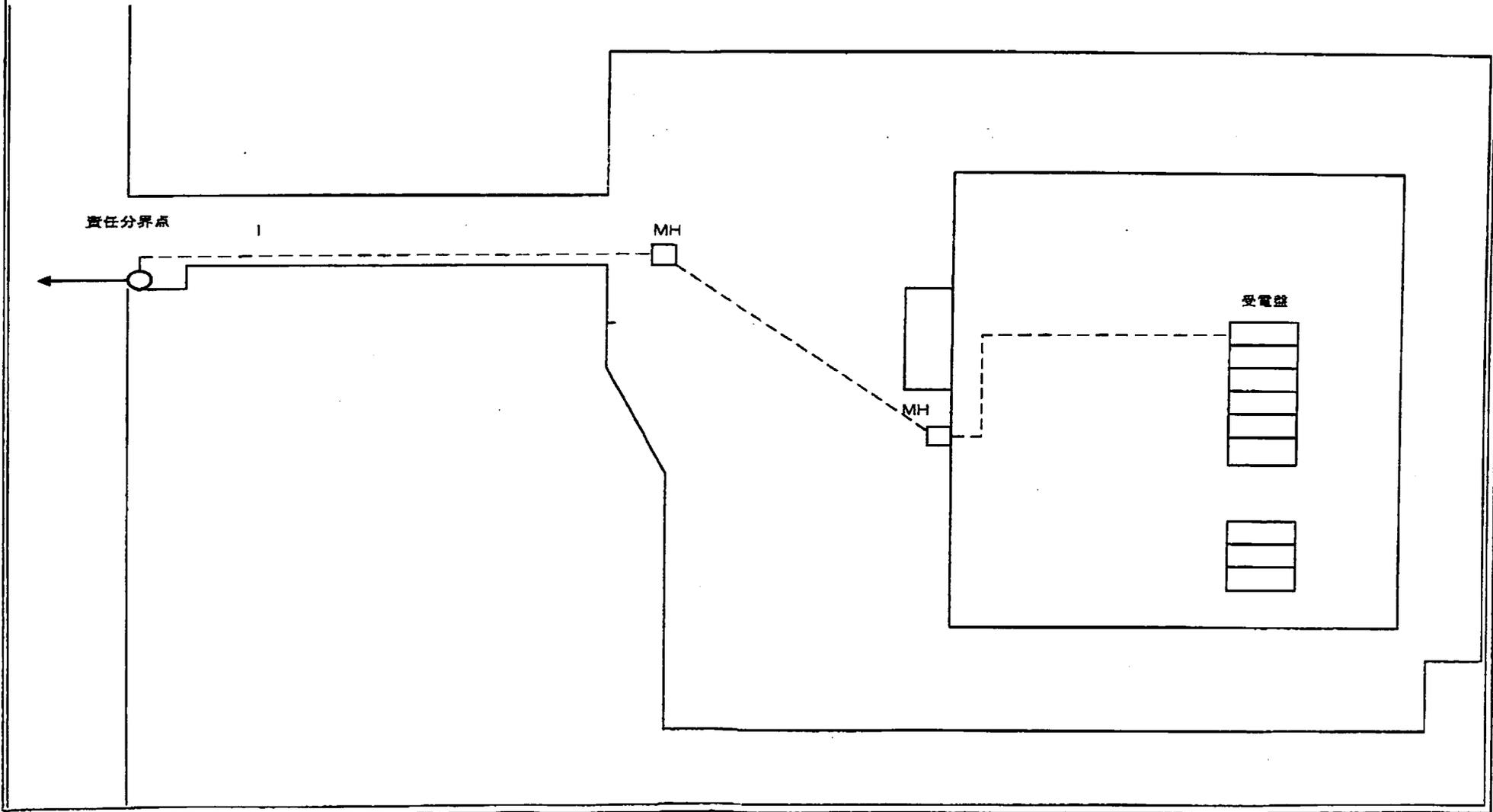
(注) (1) *1を付した設備は、月次点検から除きます。

(2) *2を付した事項は、6年に1度の実施になります。

(3) *3を付した太陽発電装置に係る事項は、6ヶ月に1度の実施になります。

施設名	横須賀市上下水道局社家導水ポンプ所
所在地	海老名市社家4587番地

社家導水ポンプ所構内図



有馬浄水場構内図

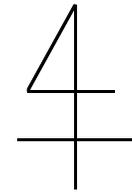
施設名

横須賀市上下水道局有馬浄水場

所在地

神奈川県海老名市中河内1,767番地

N



公道

公道

横流式沈でん池

横流式沈でん池

回収池

フロック形成池

薬品注入機室

管理本館

天日乾燥床

天日乾燥床

傾斜板沈でん池

太陽電池
活性炭吸着池

太陽電池
二層ろ過池

MH

ポンプ棟電気室

調整池

企業団給水井

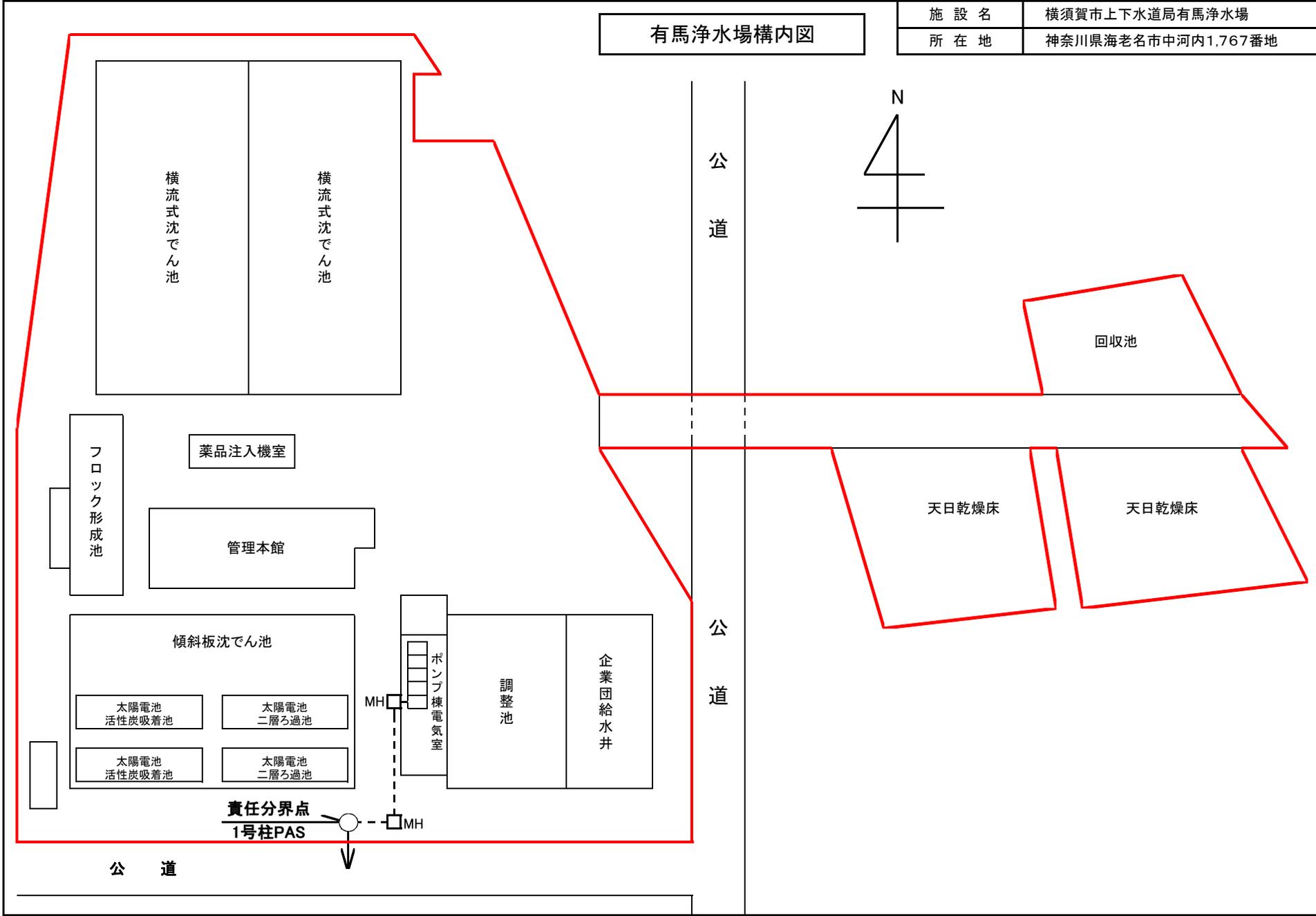
太陽電池
活性炭吸着池

太陽電池
二層ろ過池

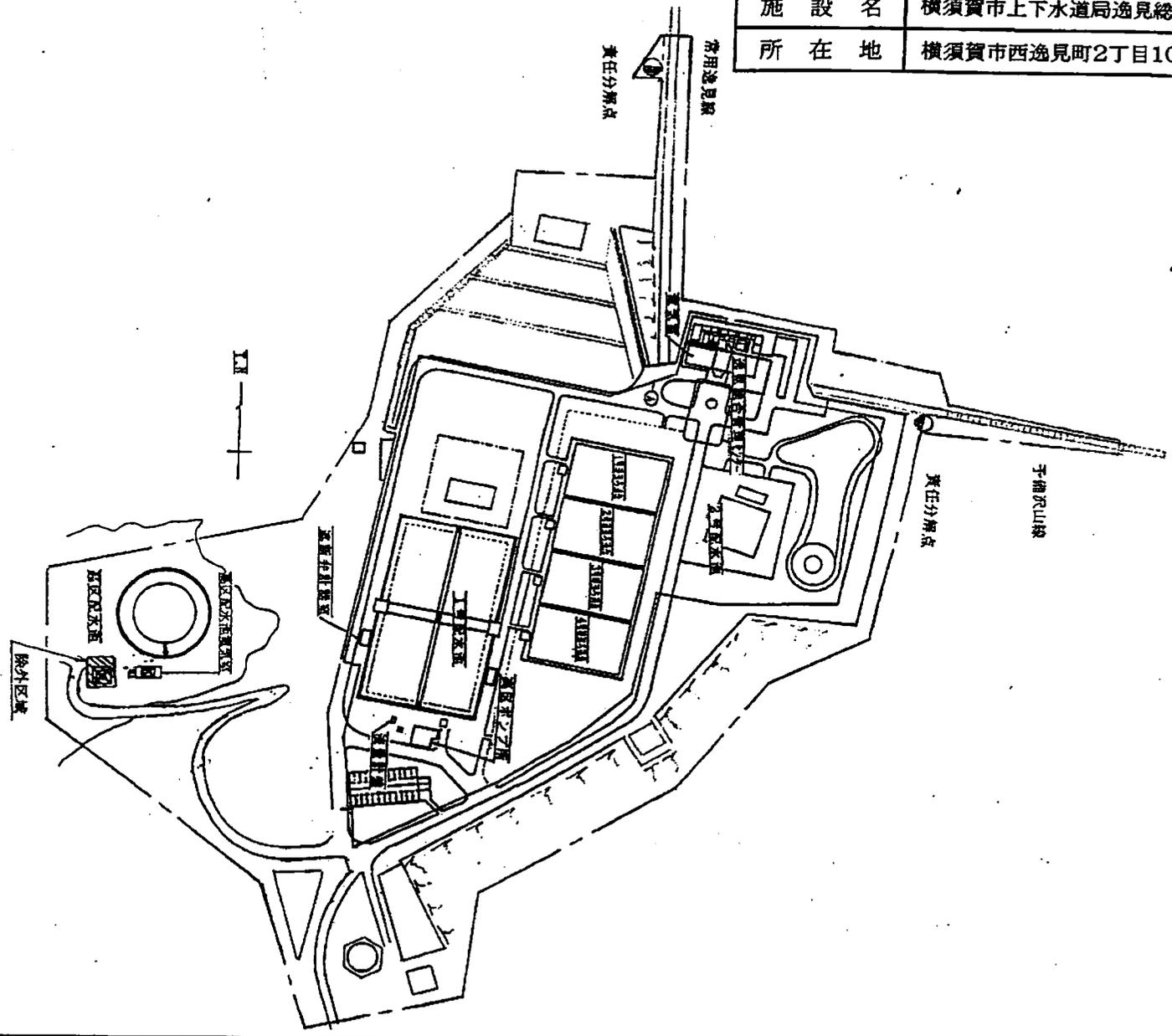
責任分界点
1号柱PAS

MH

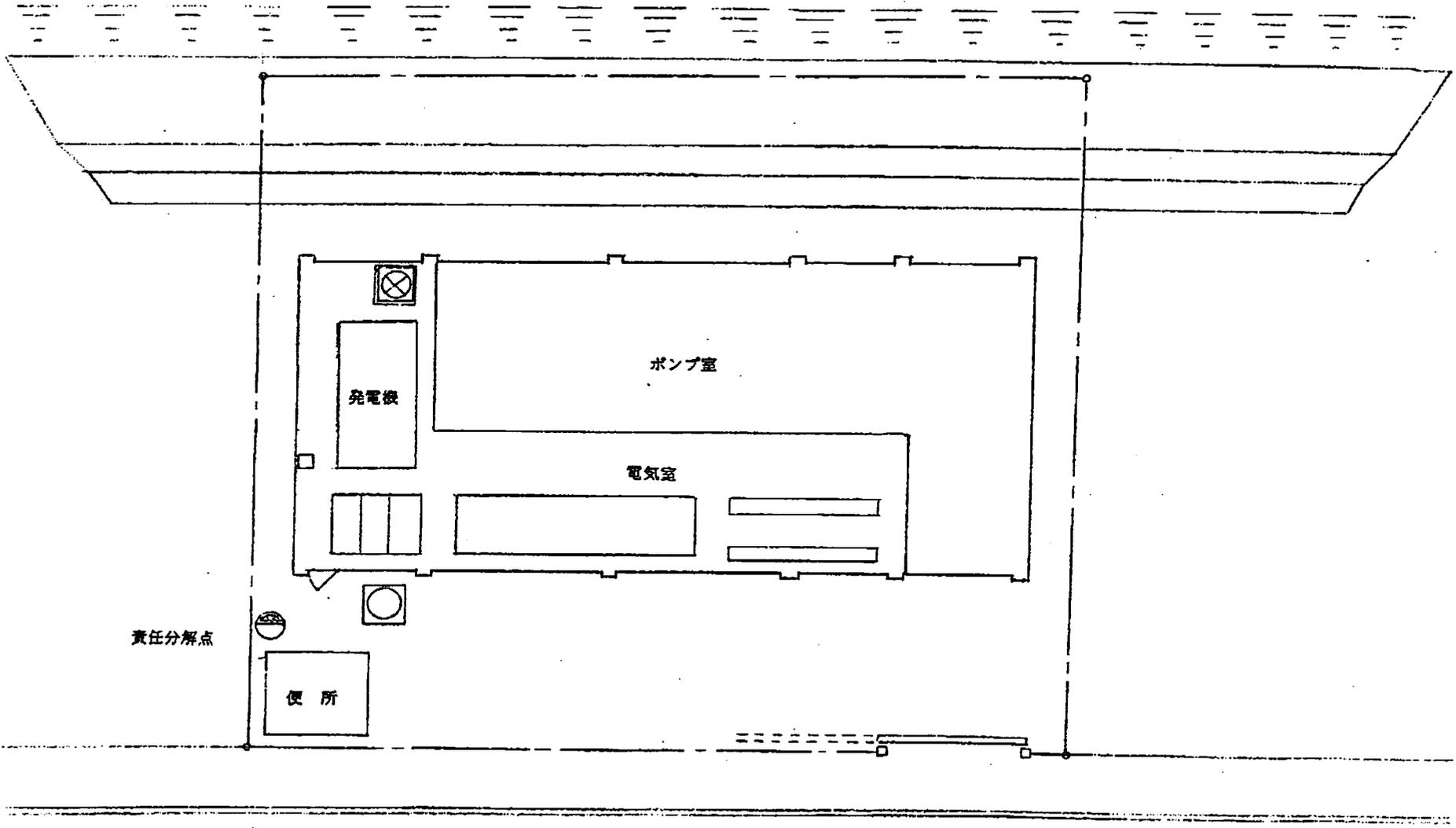
公道



施設名	横須賀市上下水道局逸見総合管理センター
所在地	横須賀市西逸見町2丁目10番地

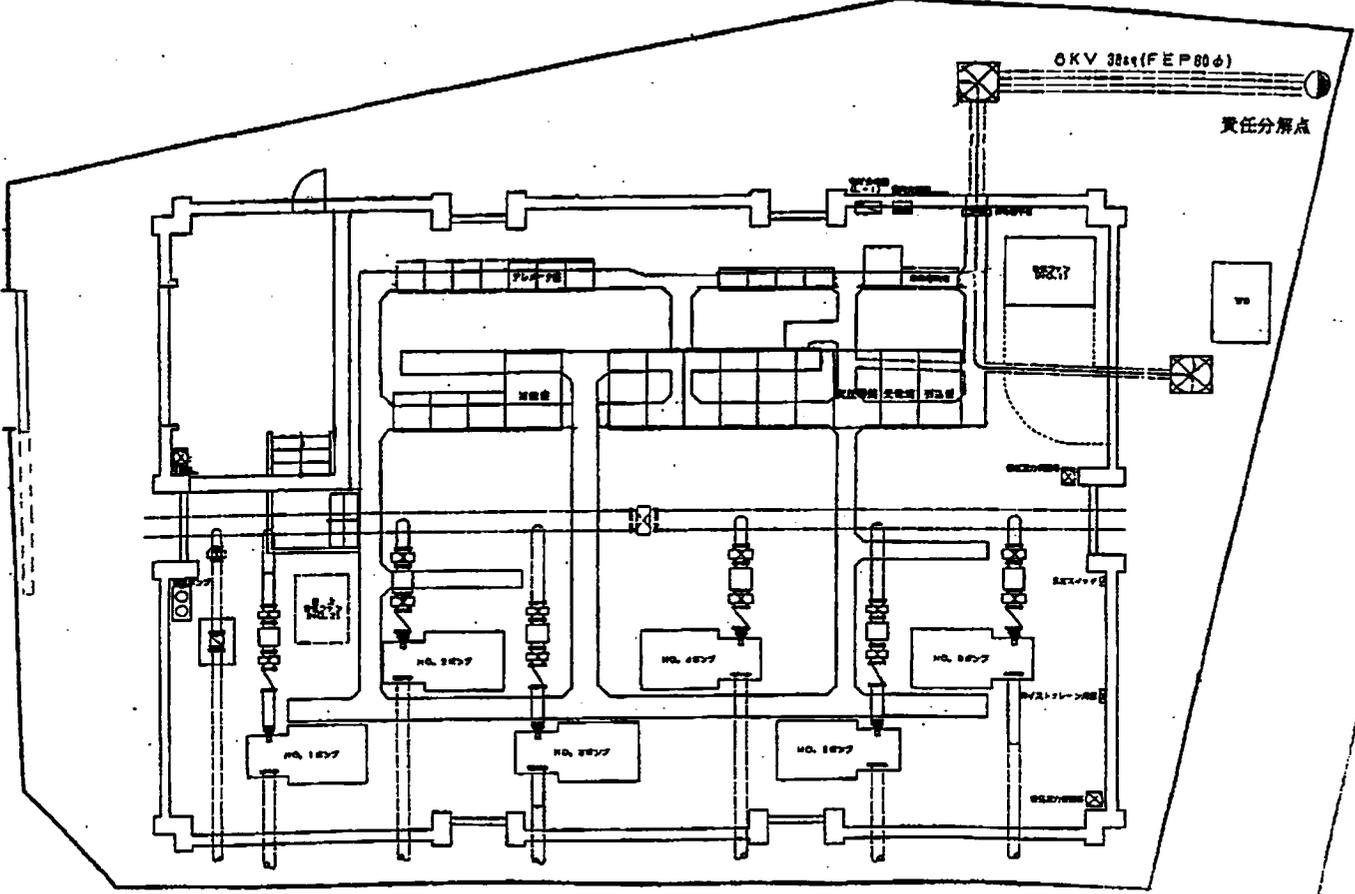


施設名	横須賀市上下水道局鷹取ポンプ所
所在地	横須賀市鷹取1丁目1番



道路

施設名	横須賀市上下水道局吉井ポンプ所
所在地	横須賀市吉井1丁目4番25号



道路

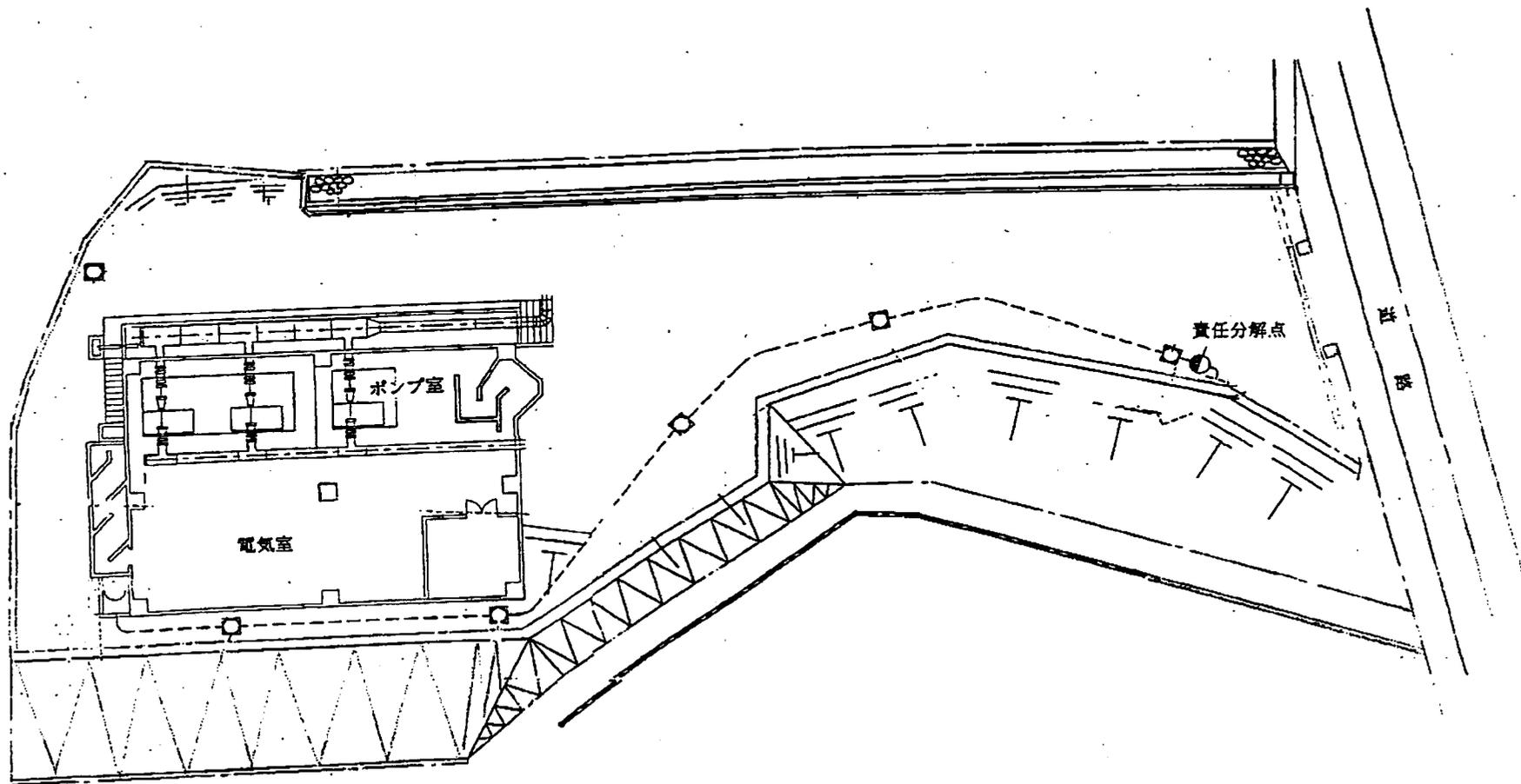
道路

施設名

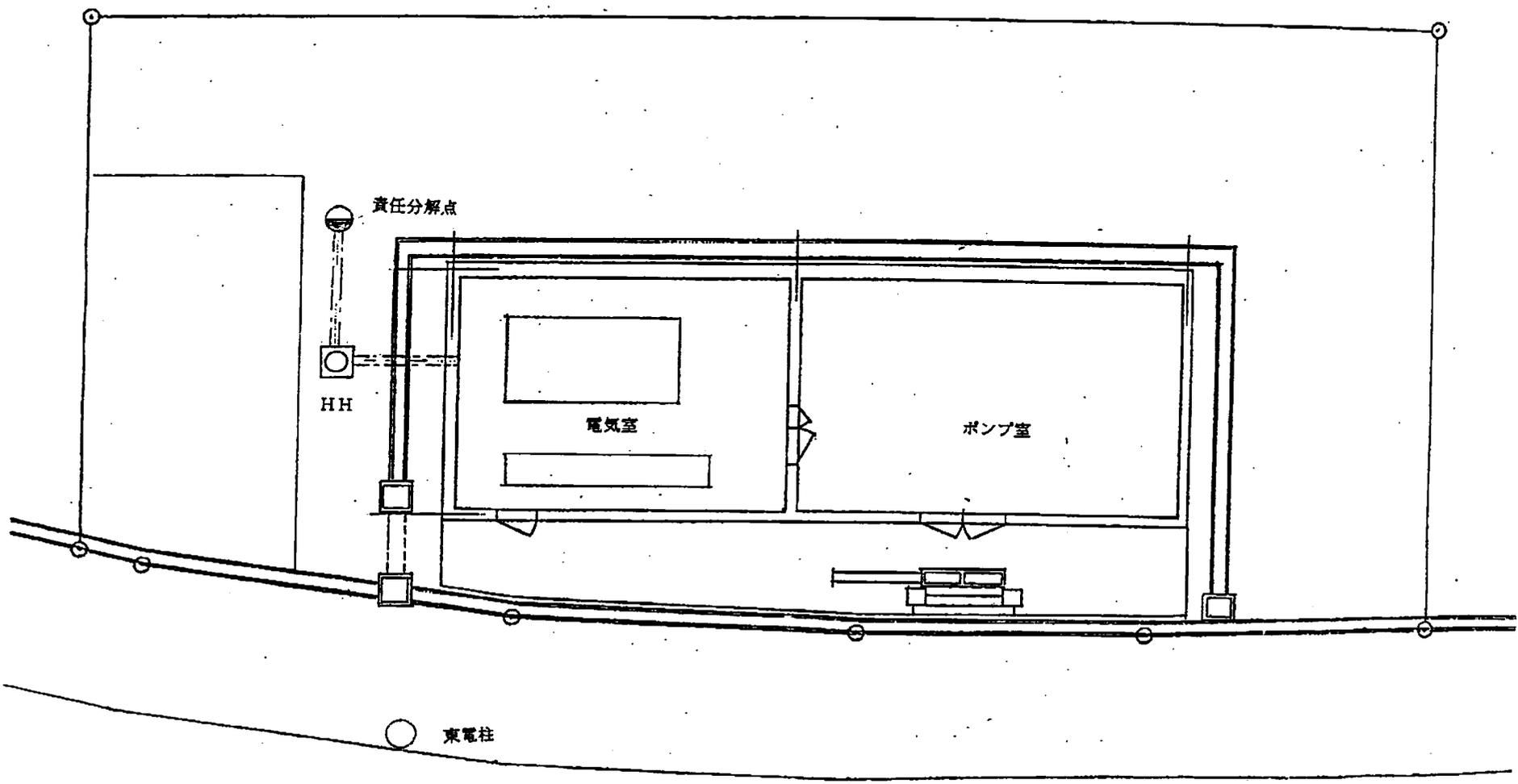
横須賀市上下水道局吉井高区ポンプ所

所在地

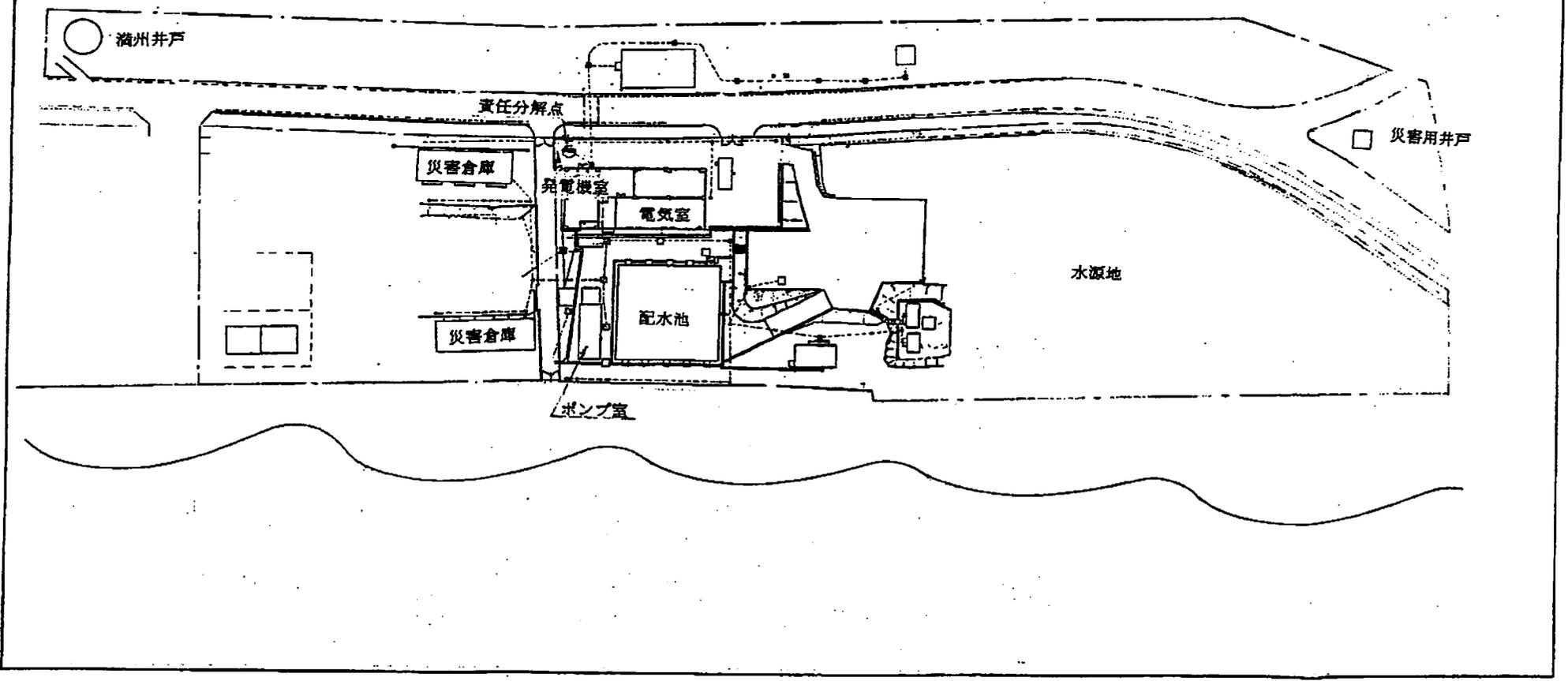
横須賀市吉井2丁目8番4号



施設名	横須賀市上下水道局馬堀ポンプ所
所在地	横須賀市馬堀4丁目13番1号

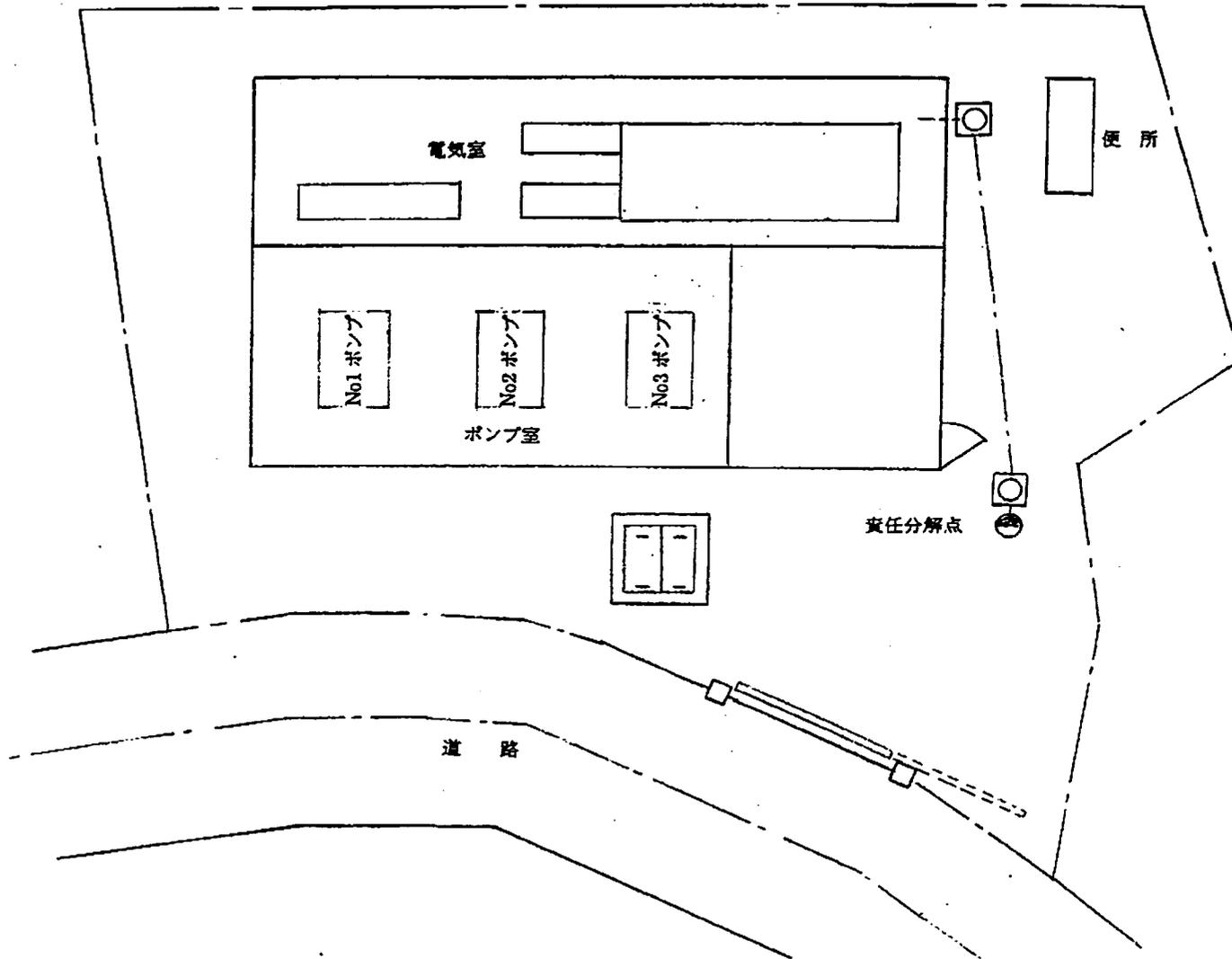


施設名	横須賀市上下水道局走水水源地
所在地	横須賀市走水1丁目2番1号

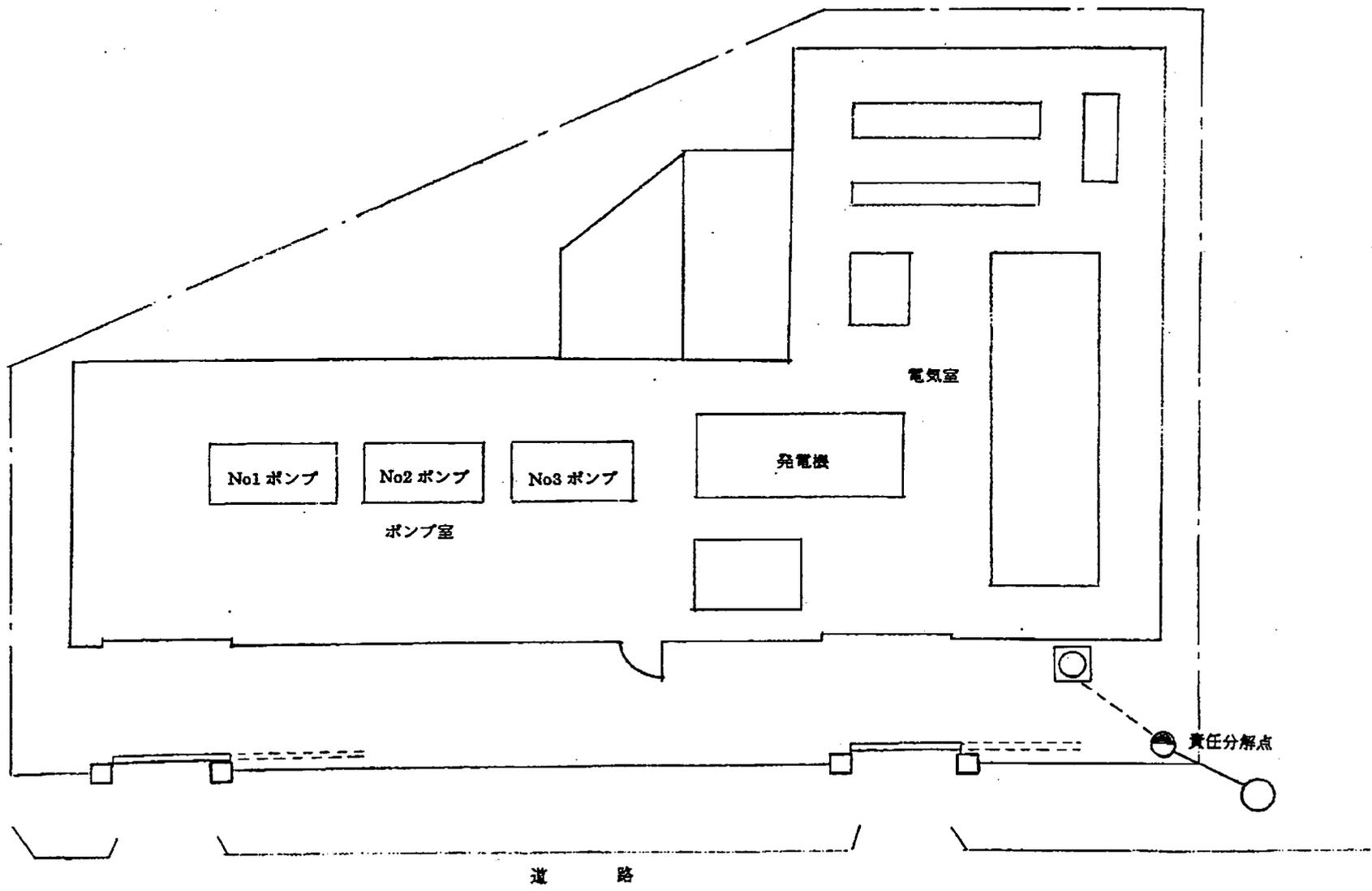


施設名 横須賀市上下水道局平作ポンプ所

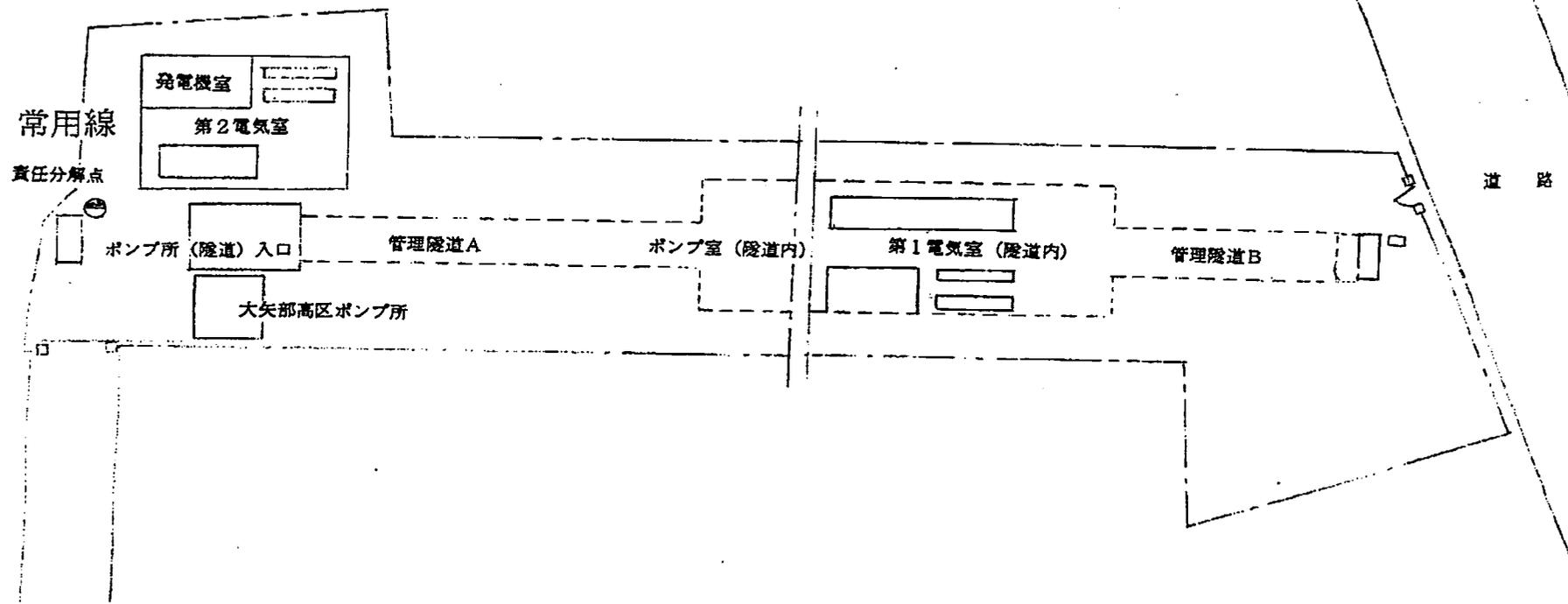
所在地 横須賀市平作5丁目27番



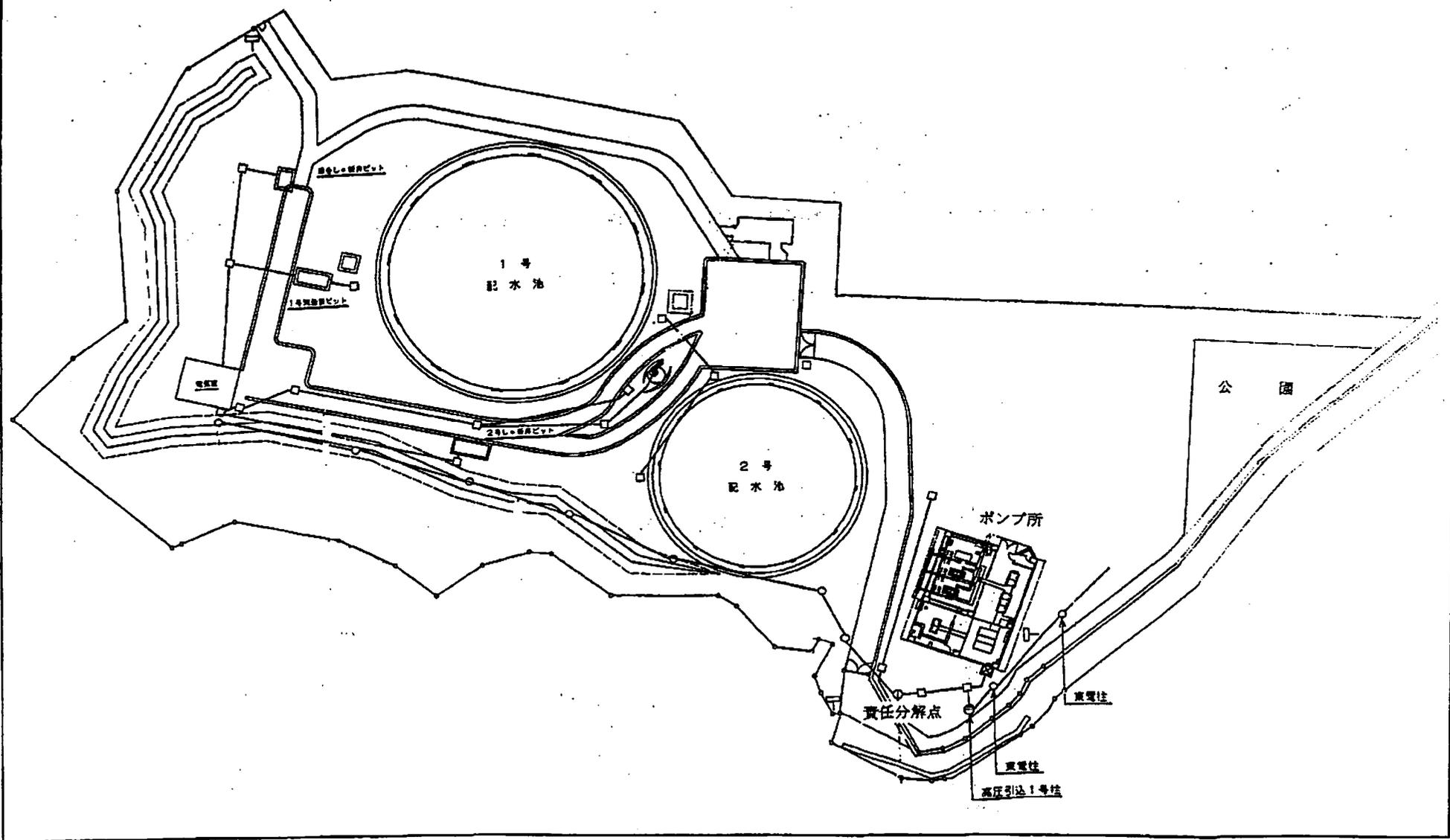
施設名	横須賀市上下水道局衣笠ポンプ所
所在地	横須賀市小矢部3丁目3番4号



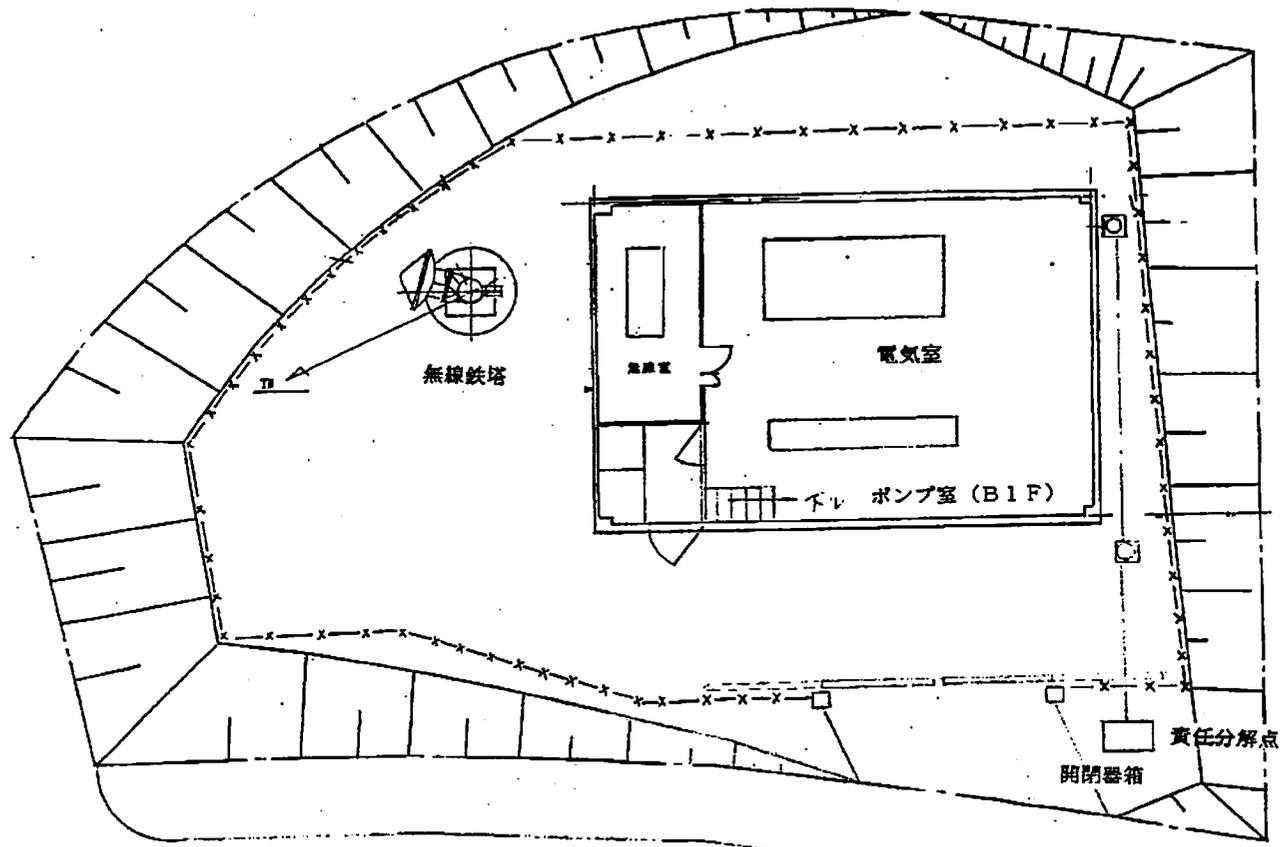
施設名	横須賀市上下水道局大矢部ポンプ所
所在地	横須賀市衣笠町43番10号



施設名	横須賀市上下水道局武ポンプ所
所在地	横須賀市武1丁目17番

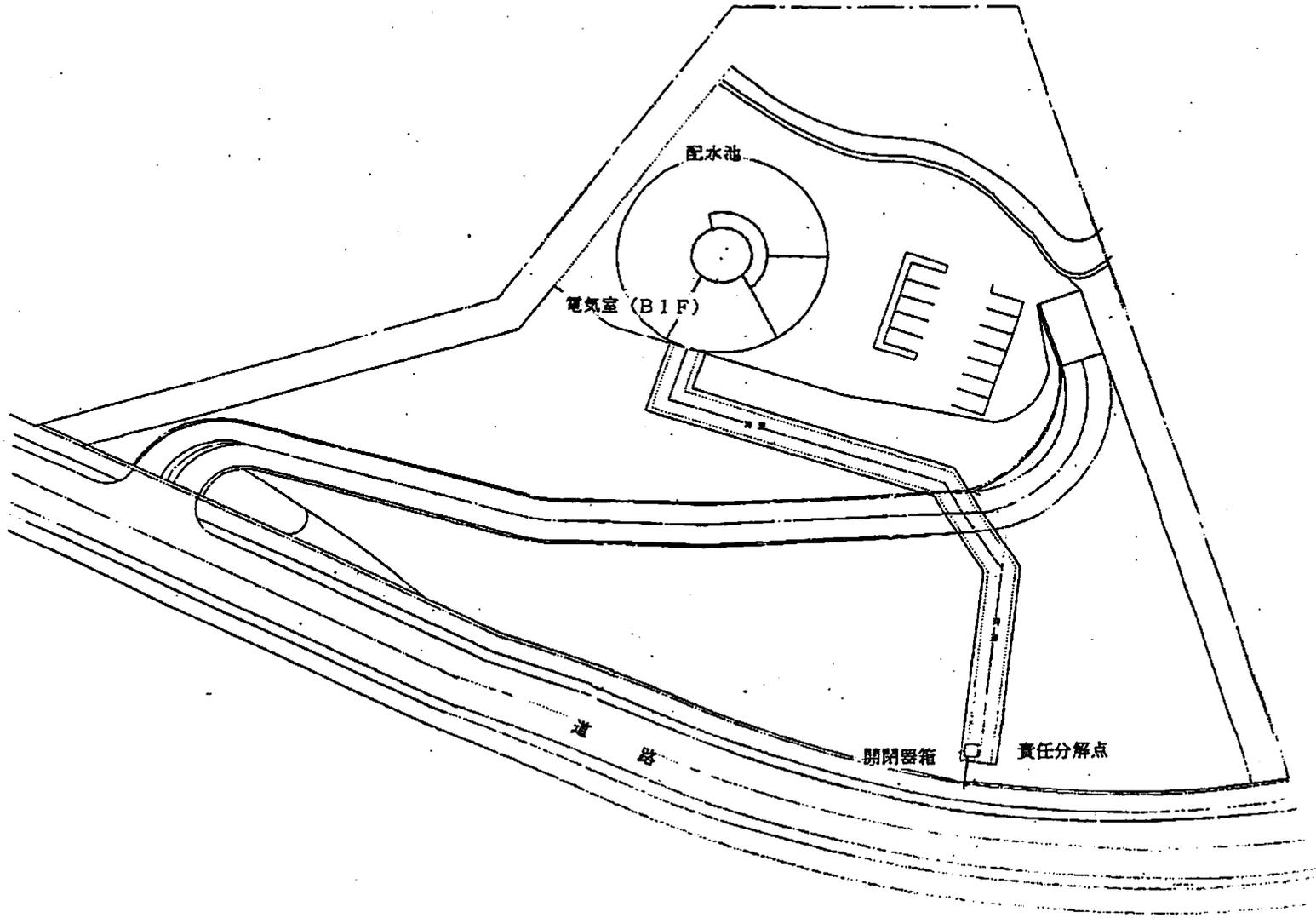


施設名	横須賀市上下水道局湘南国際村ポンプ所
所在地	横須賀市子安1番16号

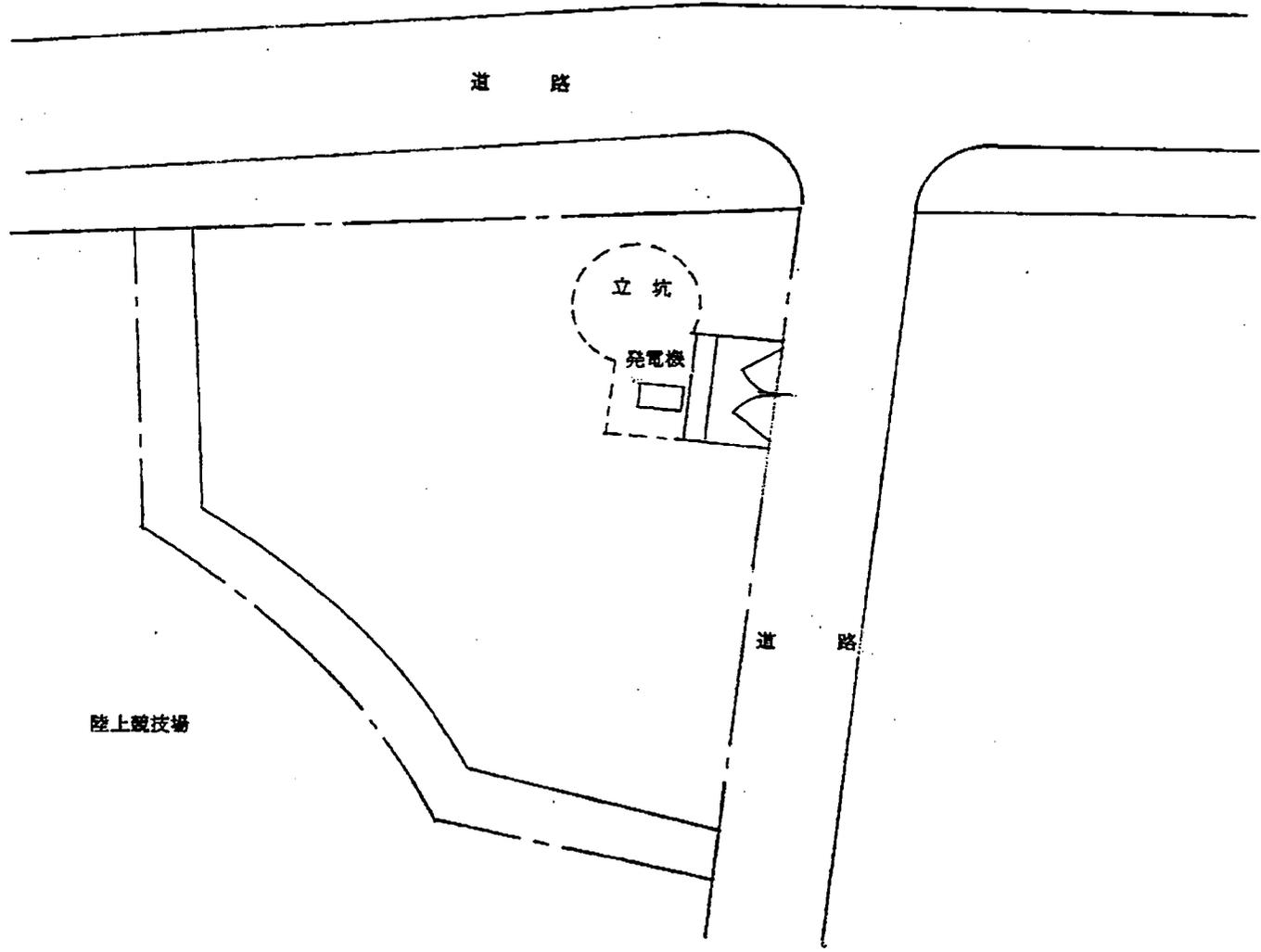


道路

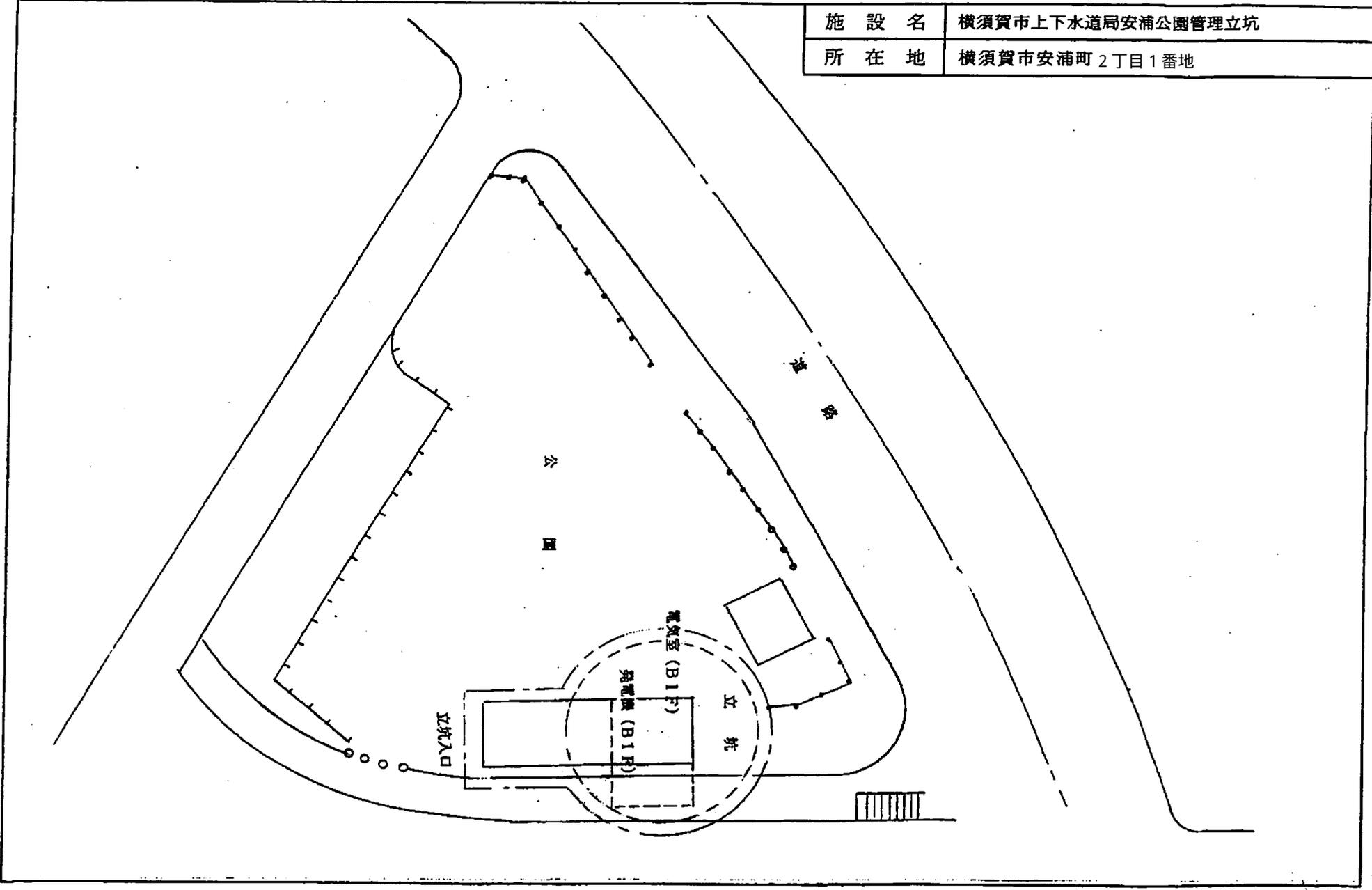
施設名	横須賀市上下水道局湘南国際村配水池
所在地	横須賀市湘南国際村3丁目1番1号



施設名	横須賀市上下水道局不入斗公園管理立坑
所在地	横須賀市不入斗町1丁目2番地

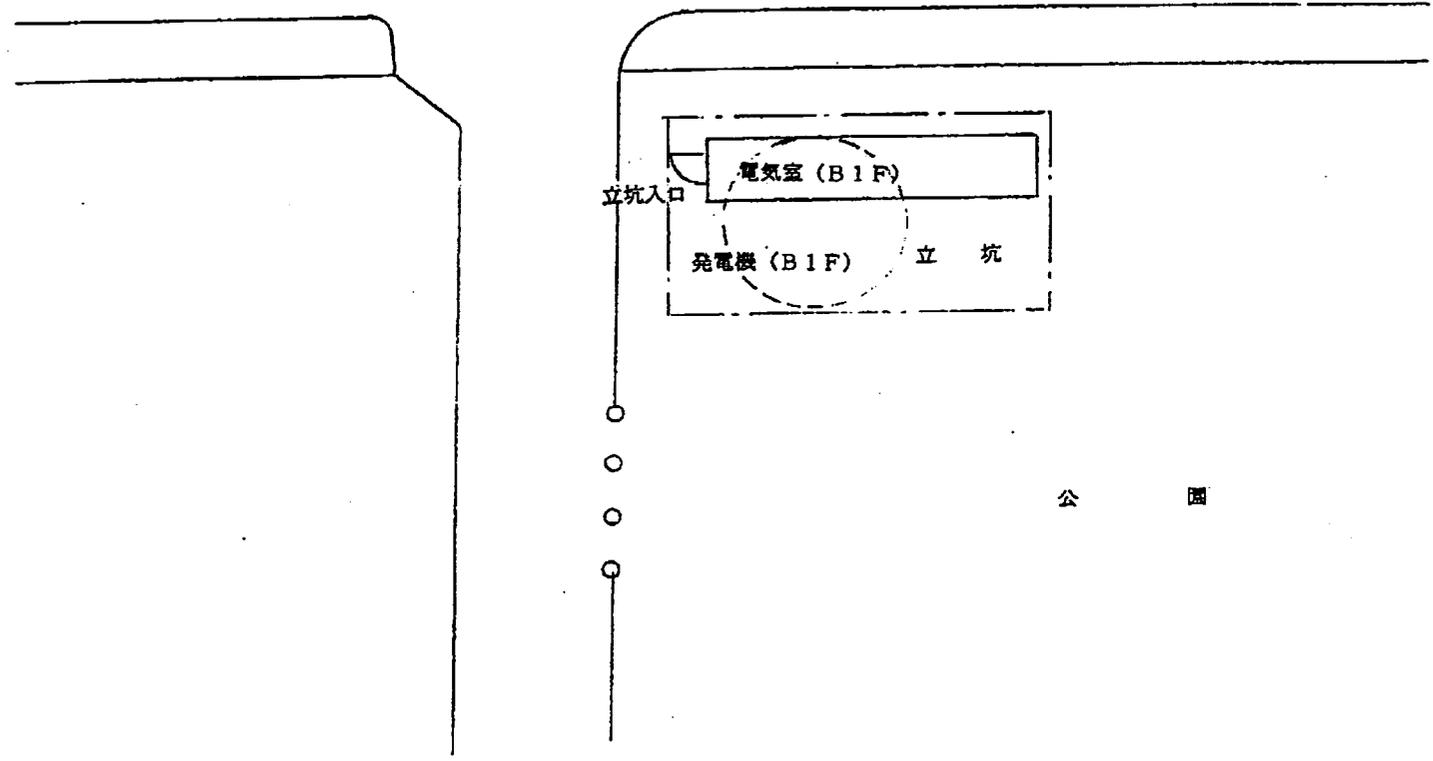


施設名	横須賀市上下水道局安浦公園管理立坑
所在地	横須賀市安浦町2丁目1番地



施設名	横須賀市上下水道局三春町管理立坑
所在地	横須賀市三春町2丁目12番地

道 路



施設名	横須賀市上下水道局坂本公園管理立坑
所在地	横須賀市坂本町1丁目19番地

